

令和7年度 中小企業大学校受講助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講する場合、その受講料の一部を助成することにより、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる受講者

会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常傭従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る協同組織の経営者、管理者も対象とする。

4 助成の対象校・対象講座

別紙の対象校で、対象講座を令和7年4月1日から令和8年2月25日までに受講した場合。

5 助成金額

受講料の3分の2とする。

6 申請期間

（1） 受講承認申請は原則として令和7年4月1日から令和7年12月25日までとする。

（2） 受講修了通知書（請求書）の提出は令和7年5月1日から令和8年2月25日までとする。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 200,000円

8 助成金の申請手続

（1） 受講の届出・承認

受講を希望する会員は、「受講承認申請書」（様式1の2）を協会へ提出する。（申請書提出後、協会は受講承認書を発行する。）

（2） 大学校への申込み

受講を希望する会員は、協会からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行う。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

（3） 受講修了後の手続き

会員は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「中小企業大学校講座受講修了通知書（請求書）」（様式2）を協会へ提出する。その際、「受講修了証書」の写し及び「振込金受取書」等の写しを添付する。

9 受講申込み後の変更又は中止

会員は、協会から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに協会あてに届け出るものとする。